

参議院議員通常選挙の投票の方法

①投票所入場券で受付→②選挙人名簿への登録の確認→

■選挙区

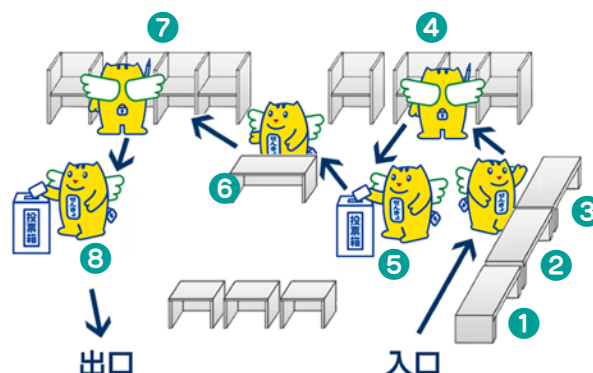
候補者の氏名を投票用紙に記入します。

③選挙区の投票用紙の交付→④投票記載所で候補者の氏名を投票用紙に記入→⑤投票用紙を投票箱へ→

■比例代表

比例代表の候補者の氏名または政党等の名称、もしくは略称を投票用紙に記入します。

⑥比例代表の投票用紙の交付→⑦投票記載所で比例代表の候補者の氏名または政党等の名称もしくは略称を投票用紙に記入→⑧投票用紙を投票箱へ



※上記は投票所のイメージ図です。

Q A よくある質問

Q投票所入場券が届かないと投票することができないの？

A投票所入場券（はがき）がお手元に届いていない、または持参するのを忘れた場合でも投票を行うことができます。投票所入場券は有権者が選挙人名簿に登録されているかどうか、また選挙人名簿に登録されている本人であるかどうかの確認を円滑に行うために送付されるもので、投票用紙の引換券ではありません。従って、選挙人名簿に登録され、選挙権がある人であれば投票所入場券が届いていない場合や紛失してしまった場合でも、本人確認のうえ投票できますので、投票所の受付係でご相談ください。

Q選挙公報はいつ届くの？

A選挙公報は立候補の受付が終了してから作成するため、公示・告示日の翌日から印刷を開始します。選挙公報の完成後、朝日・毎日・読売・日本経済の各新聞を購読されている世帯には朝刊に折り込んでお届けする予定です。また、新聞未購読の世帯の人にはポスティング（各戸配布）により配布する予定です。いずれも投票日の2日前までにお届けできるように手配します。

※市役所、山陽総合事務所、南支所、埴生支所、公園通出張所、津布田会館、各地域交流センターに備付けます。

※選挙公報とは、候補者の申請により県や市の選挙管理委員会が発行し、候補者の氏名や所属党派、政策等がまとめられているものです。

お知らせ

第27回参議院議員通常選挙の選挙日程について、広報作成時点で投票日が発表されていなかったため、選挙日程をお知らせする記事を掲載できませんでした。期日前投票の日程等の詳細は、投票所入場券や市ホームページ、公式LINE、SNS等でお知らせします。